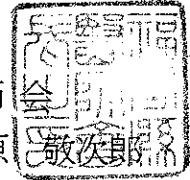


福岡県医発第1951号（保）
平成15年 2月 1日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



指定介護療養型医療施設における介護支援専門員の配置について

標記の件につきましては、平成14年8月24日付け福岡県医発第982号（保）にて通知いたしておりましたが、今般、県内全有床診療所指定介護療養型医療施設へ別紙のとおり通知いたしましたので、お知らせいたします。



福岡医発第1950号（保）
平成15年 2月 1日

（有床診療所）
指定介護療養型医療施設長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎

指定介護療養型医療施設における介護支援専門員の配置について

指定介護療養型医療施設の人員配置基準の中で介護支援専門員の配置については、現在経過措置により、「介護支援専門員又は看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員」となっていますが、この経過措置が平成15年3月末日までとなっており、平成15年4月1日より介護支援専門員の配置が義務付けられます。

つきましては、現在、介護支援専門員を配置されていない事業所におかれましては、平成15年4月1日以降介護支援専門員を配置いただくようお願いいたします。

なお、

- 1) 介護支援専門員については、当初常勤でなければならないとの事でしたが、今般、再度、日本医師会に確認したところ有床診療所については、非常勤でもよいとの回答がありました。これは、福岡県保健福祉部介護保険室にも確認済みであります。
- 2) 非常勤の介護支援専門員を配置される場合には、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。
- 3) 介護支援専門員の配置について、何かご不明な点等ありましたら、福岡県医師会保険医療課（Tel092-431-4564）へご連絡下さい。

記

※非常勤の場合の留意事項

1. 非常勤の契約書を交わす。
2. 出勤簿、業務記録（いつ出勤して、どういう業務をしたかの記録）の整備。
3. 出勤日数の基準はありませんが、ケアプラン作成等介護支援専門員の業務に支障のない日数を確保して下さい。
4. ケアプランには、非常勤の介護支援専門員の署名がなされていること。